

れいわ新選組

発行責任者 / れいわ新選組
〒963-8601 郡山市朝日1-23-7 (郡山市議会内)
TEL: 024-924-2505

ふるやまゆい
ホームページ
▶▶▶



ふるやまゆい
建設環境常任委員
080-1681-6618
xdmcj735@yahoo.co.jp

11/28(金)～12/15(月)まで12月定例会が行なわれ、
議案52件、請願1件について議論が行なわれました。

賛否が分かれた議案等

賛成は「○」、反対は「×」と表記しています。

件名		議決結果	会派の賛否 (議長を除く。)									
			志翔会	新政会	郡山市議会公明党	緑風会	自由民主党郡山市議団	日本共産党郡山市議団	立憲民主党郡山	無所属の会	立憲民主党	れいわ新選組
10人	9人	4人※	4人	3人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
補正予算	一般会計(第6号)	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○
	一般会計(第8号)	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	一般会計(第9号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
条例改正	水道事業会計(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	郡山市長等の給与に関する条例	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
請願	学校給食の放射性物質の検査の再開と、学校給食に使用する食材(米、野菜)を育てる圃場の土壌の放射能測定を求める請願	不採択	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○

※1名は欠席

12/4(木)に市政一般質問を行いました



1. 冬季の交通安全対策について

Q 福島県道路交通規則第11条第1号において、滑り止めの措置を講じないで運転しないことと規定されている。滑り止めの措置を講じず運転することは整備不良として違反としてみなされるので、市として警察等と連携の上、県規則の周知が必要ではないか、当局の見解は?

A 本市においては、季節ごとの交通安全運動やイベント開催時等に併せ、交通ルールの遵守や交通事故防止等について啓発活動に努めてきた。今後は、いわゆる冬タイヤ・タイヤチェーンの装着についても、市ウェブサイトや公式SNS等を活用した啓発を行うほか、警察をはじめとした関係団体と連携し、当該規則及びその内容について周知を図っていく。

福島県道路交通規則 第11条 第1号

「積雪又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両に牽引される車両にあっては後輪)にタイヤ・タイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ(接地面の突出部の摩耗が50パーセント以下のものに限る。)を取り付ける等すべり止めの措置を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。」



ふるやまゆいの主な動き

5日(月) 新春賀詞交歓会
11日(日) ハタチのつどい
23日(金) 定例会長会・令和7年度議員研修会
28日(水)～30日(金) 建設環境常任委員会行政視察



1月

12日(木) 3月定例会招集告示・議会運営委員会

19日(木) 3月定例会開会

20日(金) 議案調査

24日(火) 議案調査

25日(水) 定例会長会・議案調査

26日(木) 議案調査



2月

2日(月)～3日(火) 代表質問

4日(水) 常任委員会

6日(金) 本会議(補正予算等先議)



3月

9日(月)～12日(木) 市政一般質問

16日(月)～17日(火) 常任委員会

19日(木) 3月定例会閉会



2. 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金による本市独自の支援策について

物価高騰によりスタッドレスタイヤも高騰している中で、買い物控えや、そもそも購入することが困難な市民が増加することが予測される。雪道での機能を発揮できないタイヤの使用も散見され、交通や物流に影響を及ぼすと考えられるため、以下の観点から質問を行いました。

- 本市独自でスタッドレスタイヤのサイズにかかわらず一定額の補助を行うこと、市内での購入に限った支援を行うことで本市の経済にも好循環が生まれる。
- 市内のみならず県内の歩行者含め道路を利用する全ての方の降雪時の交通事故発生のリスクを事前に軽減することにつながる。
- 万が一の事故による交通渋滞の軽減、物流等の乱れによる経済損失の軽減の一助としても必要。

交付金を活用した物価高騰対策として、市民の様々なニーズを捉えた本市独自の支援策が必要ではないか。

Q 去る11月21日、国が総額21兆円に上る物価高騰対策を柱とした生活の安全保障、物価高への対応をはじめとする3本の柱による総合経済対策を閣議決定し、地方自治体が独自の施策に使用できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2兆円拡充している。

物価高騰対策についての市独自の支援策を含め、交付金事業を今後どのように検討していくのか、当局の見解は？

A 今回閣議決定された国の総合経済対策において、重点支援地方交付金を拡充する形で食料品の物価高騰に対応する特別加算が新たに示されたほか、同交付金以外でも電気ガス料金等の負担軽減やガソリン税等のいわゆる暫定税率廃止、子育て応援手当などの各種対策が講じられる見込みとなっている。

本市における今回の重点支援地方交付金の活用については、今後、国から示される本市への配分額や支援メニューごとの交付要件等を確認の上、国、県が実施する対策についても考慮しながら、生活者や事業者への必要かつ効果的な支援策を、時期を逸することなく適切に実施していく。

Q 考察 ※郡山市の自動車登録台数：2023年3月31日現在で27万4153台（グラフ郡山データブック2025より）日々の生活を営む上で車が欠かせない・市民及び市内事業者のためにも早急な支援策を講じる必要性がある。

3. ICT教育に伴う児童生徒への視力への影響について

Q 本市児童生徒の視力について、裸眼視力が1.0未満の過去5年間における割合の推移について伺う。

A 小学校・義務教育学校前期課程では令和2年度43.2%、令和3年度43.9%、令和4年度43.4%、令和5年度43.5%、令和6年度43.2%となっている。中学校・義務教育学校後期課程では令和2年度65.1%、令和3年度68.3%、令和4年度68.9%、令和5年度68.9%、令和6年度68.6%となっている。

Q 考察 スマホやタブレットを使った学習では東北大学加齢医学研究所の研究等から、脳の前頭前野が未成熟になってしまう・あまり動かない、記憶に定着しづらく学力が落ちる危険性があるとの説がある。

Q 児童生徒がタブレット端末を利用する際の視力低下を予防する対策としての現状を伺う。

A 本市教育委員会では「一人一台タブレット端末管理運用の手引き」を毎年改定し、教職員に対して、タブレット端末使用場面において児童生徒の健康面への配慮として、明るさ、姿勢、時間の3つに留意し指導するよう周知している。具体的には、タブレット端末使用時に目から30cm以上離すことや、30分に1回は20秒以上画面から目を離し遠くを見るなど、各学校において指導している。



4. 公共施設のトイレ及び駐車場について

Q 公共施設のトイレについて一度総点検をし、市民の誰もがいつでも快適に使用できるよう洋式化など改善を進めていくべきではないか。

A 郡山市公共施設等総合管理計画のユニバーサルデザイン化の推進方針に基づき、公共施設等の改修や更新の際に、誰もが快適に使用できるようトイレの洋式化のほか、多目的トイレの設置など、バリアフリー化を計画的に進めてきた。その結果、今年度末における公共施設のトイレの洋式化率は83.7%となる見込みである。トイレの点検については、施設管理者による日常点検マニュアルに基づき、不具合箇所等の実態把握に努めており、今後も、トイレ環境の向上に向け取り組んでいく。

Q 全ての地区及び地域公民館における車椅子使用者用駐車施設について、当事者の意見を踏まえた上で今一度点検を行い、使用者の目線に寄り添った改善をすべきではないか。

A 地区・地域公民館40施設においては、1,593台分の駐車スペースを設置し、うち車椅子使用者用駐車施設として56台分を確保している。駐車場の点検改善については、当該施設を管理する公民館や利用者等からの要望等を踏まえ対応をしているところである。本年9月の市議会定例会の議員からのお質問を踏まえ、現在全地区・地域公民館における車いす使用者用駐車施設の設置形態や利用状況等について調査を行っているところである。今後も調査結果をもとに、直接利用者からのご意見ご要望なども伺いながら、利用者の視点に立ち、限られた駐車場の中で安全でかつ利用しやすい形態となるよう必要に応じて改善を検討していく。

Q 全ての体育施設の車椅子使用者用駐車施設についても、当事者の意見を踏まえた上で同じように今一度点検を行い、使用者の目線に寄り添った改善を行るべきではないか。

A 全ての体育施設においては毎年点検により発覚した不具合や使用者からの要望等を取りまとめた改修・修繕等要望リストを作成し改善を図っているところである。今後も使用者のご意見等をお伺いしながら、使用者の視点に立った施設運営に努めていく。

5. 本市における太陽光発電設備について

各公共施設に太陽光発電設備を順次設置しているところであり、現在33施設に合計403.9キロワットの太陽光発電設備が設置されている。



Q 太陽光発電設備の法定耐用年数は17年とされているが、太陽光パネルの実際の耐用年数は20年から30年と言われている。公共施設に設置した太陽光パネルが耐用年数を迎える前にも雹害や雪害等何らかの要因で破損した場合の太陽光パネルの処分について見解を伺う。

A 公共施設への太陽光発電設備の導入実績としては、平成24年度に本庁舎に設置した太陽光発電設備を皮切りに、令和6年度にZEB化した東山靈園管理事務所まで、直近13年間で合計33施設403.9キロワットの太陽光発電設備を導入したところである。これらの施設については、現時点では雹害や雪害等の要因で破損した事例はない。これから発生すると予測される太陽光パネルの処分については、環境省が令和6年8月に策定した太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン第3版において、撤去・回収・適正処理・リサイクルまでを具体的に進める方針が示されている。さらには、官民連携のもと、パネルに含まれるガラスや金属の効率的な回収技術、リユース可能な部材の判定手法、処理過程の高度化などについて技術開発が進められている。これらを踏まえ市有施設の太陽光パネルの撤去時においては、国のガイドライン等に則り、リサイクル可能な部材の積極的な活用を図るなど、適正な処理を行うことで環境負荷の低減を図っていく。

Q 福島市と同様のメガソーラー等の設置規制を行うことについてどのように考えているのか伺う。

A メガソーラーを含む再生可能エネルギー発電施設の設置にあたっては、法令等を遵守するとともに、令和5年の盛土規制法や令和6年の再エネ特措法の改正により事業者に対する事業規律の強化が図られ、国においては関係法令の見直しを含めた包括的な対策について年内を目途にまとめる動きがある。本市としては、事業者に対し引き続き事業規律の強化や地元住民への丁寧な説明を求めながら国の動向を注視し適切に対応していく。

6. 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

児童福祉法に基づく児童発達支援施設44施設や放課後等デイサービス施設68施設が設置されている（2025年6月現在）。ある施設で電話を伺ったところ、1施設を開所するまでに約1,000万円の経費がかかり、そのうち経費の半分以上の約600万円がスタッフ等の雇用のための必要経費となり、物件を探すにも一苦労であることなど様々な課題がある。



Q 新たに施設を開所する際の申請について、本市における総量規制があるのか伺う。

A 児童発達支援及び放課後等デイサービスの総量規制については、児童福祉法第21条の5の15第5項に基づき、サービスの供給量が障害児福祉計画に定めるサービスの利用見込み量に達している、または超える恐れがある場合には、新たに事業所の指定をしないことができるとしている。現在、児童発達支援及び放課後等デイサービスの供給量はいずれも第6期郡山市障害者福祉プランに定める障害福祉サービス等の利用見込み量に達していないことから、児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規申請にあたり、総量規制は実施していない。

Q 各事業所については、ニーズや移動の利便性等から旧市内を中心に設置をされている。一部の例ではあるが、緑ヶ丘地区をはじめ、東部地区への児童発達支援施設及び放課後等デイサービス施設の開設についてはニーズも高いことを当局も把握されており、これまでの私の市政一般質問でも何度も取り上げているが、未だ実現していない。そこで東部地区の中心であり交通の便を鑑みた上でも緑ヶ丘地区への設置を促してはどうか。

A 児童発達支援及び放課後等デイサービスを新たに開設する際の立地については、事業者が開設を予定する地域の利用者ニーズや既存施設の状況等を調査し、決定しているものであり、安定した経営を行ったために必要となる事業計画を策定する上で重要な要素の一つであると考えている。このことから本市が新規開設を希望する事業者に対し特定の地域への立地を促すことは考えていながら開設を希望する事業者から立地に関する相談があった場合は、本市における既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスの開設状況を説明しているところであり、事業者に対し適宜情報提供や助言を行うなど、事業所の開設に向けた支援を行っていく。

Q 施設開設にあたり必要となる改修費用や療育に必要な教具や備品代など設置者の負担軽減、及び利用者の方々のために市として補助をする必要があると見えるが、見解を伺う。

A 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業は他の障害福祉サービスと同様、障害児通所支援サービスの提供に係る利用者負担及び市への給付費からなる報酬により運営が行われている。施設の開設にあたり必要となる改修費や備品代の費用については、適切な事業計画の策定に基づく質の高いサービスの提供や専門職の配置による加算の確保、利用者の確保による稼働率の向上など、安定かつ継続的に報酬を確保していくことにより回収・補填することは可能であると考えていることから、現時点では事業者に対する費用・負担軽減を実施する考えはないが、今後他自治体の実施状況について調査・研究していく。

7. 謹謹中傷に対する本市の対応について

電柱や街路樹に掲示されている違反広告物の撤去状況については、11月21日の議会運営委員会で示された請願処理状況報告書によると、令和5年度が77件、令和6年度が1,434件、本年度ではすでに1,228件であると伺っている。今後の対応について当局の見解を伺う。

A 令和6年7月には、教育委員会との連携により、当該違反広告物を発見時に即時撤去できるように協力体制を整えたところである。令和7年10月には、掲出範囲の拡大に対応するため、行政センターや庁外で活動する本庁職員が撤去できるよう新たに436名に撤去のための身分証を交付し、さらに12月1日には市内小中学校の職員145名を加え総勢632名による撤去体制を構築し、これまで以上に迅速な対応に努めているところである。また、電柱や街路樹は巻き立て看板など特定の条件を満たす広告物以外は掲出できない禁止物件であることから、郡山市屋外広告物条例に基づく規制について市ウェブサイトや広報こおりやま等で広く周知啓発を行っている。今後も関係部局と連携し違反パトロールを実施するなど、速やかな撤去に努めていく。

Q 本定例会において当該請願に対する当局の対応状況が示されたが、条例制定について改めて当局の具体的な見解を伺う。

A 公然と相手方を誹謗中傷するような行為は、刑法第230条の名誉毀損罪及び同法第231条の侮辱罪などの犯罪行為として罰せられることとなっている。軽犯罪法や県の迷惑行為等防止条例において刑法で対応しきれない誹謗中傷行為等について、一定の規制がなされているところである。本市の法律相談を委託している弁護士からは、条例によって誹謗中傷を禁止する場合の法的な問題点として、憲法第21条で保障された表現の自由との関係から誹謗中傷と正当な批判との線引きや、行政が個別の発言等の違法性を判断することは極めて困難であり慎重な対応が必要であるとのご意見をいただいた。これらを踏まえ、公然と誹謗中傷するような行為を禁止する条例を制定することは困難であると考えている。



この印刷物は、環境に
やさしい植物油インキを
使用しています。